

○ワークショップ 「国際会計研究会」

開催責任者 経営学部 李 焱

2019年3月7日

南山大学J棟4階415会議室



ワークショップは以下のとおり、開催された。

◇研究目標

日本における国際財務報告基準（IFRS）の任意適用会社数が100社を超えようとしている現状において、IFRSの思考、その裏にある会計理論について検討しておかなければならない重要な課題が残されている。その一つに、リース会計基準と持分の概念がある。

IASBとFASBの共同プロジェクトとして開始されたリース会計基準開発は、2016年2月にIASBはIFRS16「リース」を公表し、FASBはそれとは異なる内容のASU2016-02「リース」を公表したことで、結局、共通の会計基準開発にはつながらなかった。特にレシーの会計処理について大きな相違が存在している。

また、持分の概念については、IASB/FASBの概念フレームワークでは、持分が企業の資産に対する残余請求権と定義され、バランスシート上の資産に対応する概念とされている。持分を企業の資本に対する請求権と定義し、特に、投下資本の回収余剰に対する利害関係者の取り分または分け前を表すものととらえる。

◇報告者および題目

1. 大雄 智（横浜国立大学教授）

“Origin and Attribution of Abnormal Profit : Rethinking the Concept of Equity”

2. 佐藤信彦（熊本学園大学教授）

「新たな国際的リース会計基準と日本のリース会計」

◇ワークショップの討論内容

まず、大雄智先生（横浜国立大学）は「超過利潤の源泉と帰属：持分概念の再考（Origin and Attribution of Abnormal Profit: Rethinking the Concept of Equity）」というテーマで報告し、超過利潤の源泉および帰属の観点から企業会計上の持分概念について討論を行った。

株主以外にも残余請求権者としての性格をもつ利害関係者（専門経営者、企業特殊的な知識・技術を習得する従業員）を想定し、株主の観点よりも組織としての企業の観点を重視する企業主体説（entity theory）の意義を検討する。現行の会計制度では、株主を唯一の残余請求権者とみる資本主説（proprietary theory）により、バランスシート上の株主持分が過大評価されている可能性があり、あらためて、現代の株式会社の特徴にてらして、超過利潤の源泉と帰属を問う必要がある。出資持分と分配持分を株主に帰属する持分とする一方、株主に配当できない金額は企業それ自体に帰属する持分としたのである。ただし、維持・回収されるべき資本を額面株式の額面金額に限定し、剰余金をそこから除外する考え方については、資本回収計算の結果、期間利益のなかに前期末までの剰余金が混入してしまうという矛盾が指摘されていた。株主の払込資金を使用するコストである株主持分利子が配当として株主に支払われないかぎり、企業は株主から追加的な資金提供を受けているとみなされる。この株主持分利子は、具体的には、株主の払込資金残高に見積り利率を乗じて計算される。配当が支払われるかどうかにかかわらず、前述のとおり、株主持分利子は発生ベースの費用として収益から控除され、最終的な残余は企業それ自体に帰属する純利益とされるのである。

また、佐藤信彦先生（熊本学園大学）は「新たな国際的リース会計基準と日本のリース会計」というテーマで報告し、IFRSのリース会計基準について討論を行った。

IFRS16では、リースの分類は行われない。つまり、すべてのリースは同じように会計処理がされるので、単一モデルが採用されたことになる。IFRS16では、すべてのリースは、IAS17を適用するファイナンス・リースと同様に扱われる。したがって、リースは、リース料支払額の現在価値を認識し、リース資産（使用権資産：right-of-use assets）として、あるいは有形固定資産とともに、表示することにより、資産・負債計上（capitalised）される。また、IFRS16は、IAS17を適用するリースに関する典型的な定額のオペレーティング・リース費用を、リース資産に関する減価償却費（営業費用に含められる）とリース負債に関する利息費用（財務費用に含められる）とに置き換える。減価償却費は典型的には一定であるけれども、利息費用は、リース料が支払われるにつれて、リース期間にわたり逡減する。これは、個々のリース料の支払いが期日を迎えるにつれて、総費用が逡減する結果をもたらす。IFRS16が発行したからといって、当事者間で移転するキャッシュの金額を変更し

ないので、報告されるキャッシュ・フローの総額に対する影響はないと考えられる。IFRS16の特徴として、構成要素アプローチ (components approach) を採用していることが挙げられる。構成要素アプローチは、リース契約に関する権利義務を細分化して捉え、それぞれの構成要素ごとに記録するというものである。

◇研究成果発表

李 焱、「金融商品会計に関する諸問題～リサイクルの観点から～」、日本会計研究学会特別委員会『企業会計制度設計に関する総合的研究』中間報告書第7章、95-114頁、2017年9月。